

「事業所マイページ」 求人票の登録（「福祉のお仕事」Web サイト）

近年に改良された箇所等で、求人票の登録での配慮点についてお知らせします。

1 書面による労働条件の説明：ステップ5

「※求人票は雇用契約書ではありませんので、採用時は必ず、書面により労働条件の説明を受けてください。」が、求人票の枠外に自動で表示・印刷されるようになりました。

全体備考	
------	--

※求人票は雇用契約書ではありませんので、採用時は必ず、書面により労働条件の説明を受けてください。

「応募・選考備考」欄に同文面を記載していただいていたが不要になりました。

【応募・選考方法等について】	
応募・選考備考	人材センターからのお知らせ ≪求人票は雇用契約書ではありません。採用時には必ず、書面により労働条件の明示を受けてください。≫

既登録の求人票については、10月更新時に福祉人材・研修センターで削除いたします。

2 自己申告書：ステップ8

「自己申告書」が追加されました。

【自己申告書】	
<input checked="" type="checkbox"/> 私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません。	
申告日	
事業所名	
事業所所在地	
代表者名 (事業所の責任者名)	
1. 労働基準法および最低賃金法関係	

「1. 労働基準法および最低賃金法関係」以降を熟読されて、いずれにも該当しない場合は「私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません。」を（チェック）してください。

3 就業場所：ステップ2

「就業先（予定）の数」「就業先事業所所在地」「就業先事業所所在市区町村」に矛盾のない記載をお願いします。

【就業場所】	
就業先（予定）の数	就業先が一つに決まっている
就業先事業所名称	
就業先事業所所在地	
就業先事業所所在地域	
就業先事業所所在市区町村	
就業先への通勤方法	

「就業先（予定）の数」で「就業先が一つに決まっている」を選択された場合は、「就業先事業所所在地」「就業先事業所所在市区町村」もそれぞれ一つです。「就業先事業所所在市区町村」には「就業先事業所所在地」に含まれる名称を選択してください。